

Q9-2 外国で行われた仲裁裁定の台湾における有効性について説明して下さい。

1. 外国で行われた仲裁裁定の定義および効力

- (一)外国仲裁裁定の定義:台湾外にて作成された仲裁裁定あるいは台湾内にて外国の法律に基づき作成された仲裁裁定を外国仲裁裁定と呼びます。
- (二)外国仲裁裁定は台湾の裁判所において承認を受けた後、当事者双方に対して、裁判所の確定判決と同等の効力を有し、かつ執行することができ、強制執行を申し立てることができます。
- (三)外国仲裁裁定の承認を申し立てる場合、裁判所に申立書を提出し、下記の書類を添付する必要があります。
 - 1. 仲裁裁定書の正本あるいは認証済みの謄本
 - 2. 仲裁協議の原本あるいは認証済みの謄本
 - 3. 仲裁裁定に外国の仲裁法規、外国の仲裁機構の仲裁規則または国際組織の仲裁規則が適用されている場合はその全文

上述の書類が外国語で作成されている場合は、中国語訳文を提出しなければなりません。

「認証」とは、中華民国の在外領事館、代表処、事務所あるいはその他中華民国政府が授権した機構による認証を指します。

2. 外国仲裁裁定承認の拒否

- (一)下記のいずれかの事由がある場合は、裁判所は外国仲裁裁定の承認をしません。
 - 1. 仲裁裁定の承認または執行が、台湾の公序良俗に反するものである場合。
 - 2. 台湾法の下では仲裁により解決することができない争点である場合。
- (二)外国仲裁裁定が、その裁定国あるいは裁定の適用仲裁法規の所属国が台湾の仲裁裁定を承認しない国である場合、裁判所は拒否することができます。
- (三)下記のいずれかの事由がある場合、相手方は通知受領後の 20 日以内であれば裁判所に外国仲裁裁定の承認却下を申し立てることができます。
 - 1. 仲裁協議が適用すべき法律上、当事者が未成年者等、行為能力を欠いており、効力が生じない場合。
 - 2. 当事者が仲裁協議に適用すべきものとして指定した法律において、仲裁協議が無効となる場合。約定していない場合は判断地の法によって無効となる場合。
 - 3. 当事者の一方が、仲裁人の選定または仲裁手続について通知すべき事項を適切な通知を受けなかった、またはその他の事情があり、仲裁に正当な手続が欠けていると判断した場合。

4. 仲裁裁定が仲裁協議の対象物の争議と無関係である、または仲裁協議の範囲を超えている場合。ただし、仲裁裁定が当該部分を除去しても成立が可能な場合は、その他の部分はこの限りではない。
5. 仲裁法廷の組織または仲裁手続が当事者の約定に違反している場合。当事者が約定していないときは、仲裁地の法律に違反している場合。
6. 仲裁裁定が当事者に対して拘束力がない、または管轄機関がその効力を取り消した、もしくは停止した場合。

3.日本の仲裁裁定の効力

裁判所では日本の仲裁裁定の効力を承認した事例があります。台湾台北地方裁判所 93 年度仲声字第 16 号裁定および台湾高等裁判所 94 年度抗字第 433 号抗告却下裁定は、日本商事仲裁協会（JCAA）による仲裁裁定の効力を承認しています。

4. 中国の仲裁裁定の効力

「台湾および大陸地区人民関係条例」第 74 条規定により、中国で作成された仲裁裁定は、台湾の公序良俗に違反していない、かつ台湾で作成した民事確定裁判、民事仲裁裁定は中国裁判所にて裁定の承認または執行を申立てできる場合、台湾裁判所でも当該確定判決および仲裁裁定は承認されることとされています。